

九州大学懲戒審査委員会規程

平成16年度九大規程第164号
施行：平成17年4月1日
最終改正：令和4年3月31日
(令和3年度九大規程第166号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学（以下「本学」という。）の職員の懲戒処分に関する審査を行うために設置する懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 総長は、職員の行為が懲戒事由に該当し、懲戒処分に相当すると思料するに至った場合は、その都度、委員会を設置するものとする。

(任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 職員が行った行為が懲戒処分に相当するか否かに関すること。
- (2) 懲戒処分の内容に関すること。
- (3) その他懲戒の審査に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総長が指名する理事 若干人
- (2) 人事部長及び人事部人事企画課長
- (3) 本学の職員のうちから総長が指名する者 若干人
- (4) 学外の弁護士 若干人
- (5) その他委員会が必要と認める者（学外者を含む。） 若干人

2 前項第4号及び第5号の委員は、総長が委嘱する。

3 委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員のうちから、総長が指名する理事をもって充てる。

4 委員長は、委員会を主宰する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、人事部人事企画課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規程第90号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第144号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第81号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第125号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第166号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。